

☆注意欠陥多動性障がいのある子どもの教育における

合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルDB^{*1}に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、**小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実際例**から、一部紹介してみます。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 事例) ◆ 通級による指導で、個別の指導計画に基づき、相手の話を聞く、質問をする、自分の気持ちを伝える、ボールを用いた運動等、特性に応じた指導を行っている。
- ◆ 本人から、突発的な発言はあるが、発言の内容がユニークでアイデアにあふれていることがしばしばある。そこで、本人と相談し、授業中にあらかじめ付箋紙を渡しておき、発言したくなったら付箋紙にメモするようにした。発言する場面になったら挙手して付箋紙にメモした内容を発表するというルールを決めた。

①-1-2 学習内容の変更・調整

- 事例) ◆ プリントなどの記入欄は広めにし、多少はみ出しても良いこととしている。
- ◆ 本人は、校内にある通級指導教室において、週1時間、国語の時間に、自立活動の指導を一对一の形態で受けている。主な内容としては、具体的な場面を想定して適切な行動を学ぶ指導、注意集中を促す指導などが行われている。
- ◆ 学習発表会では、対象児の台詞や動きが、特定の児童の次に来るよう、台本を分かりやすくした。
- ◆ 算数の課題に集中できないことが多いため、学習支援員による声掛けで、教科書やノートを開くように働きかけたり、学習支援員が板書をゆっくりと読み上げ文字を書かせることで授業内容を理解しやすくし、学習に向かう姿勢を整えたりしている。

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- 事例) ◆ 本人が集中できるように、デジタル教科書や書画カメラなどを活用して、学習内容を視覚化できるよう心掛けている。
- ◆ 指示は音声だけでなく、板書して文字でも示す。また、できるだけ声かけし、対象生徒の集中力向上や課題への誘導を支援している。
- ◆ 注意のそれやすさや、注意を向けるべき対象をとらえることに課題を有しているため、座席の位置の工夫を行い、極力余計な刺激に注意がそれにくいよう配慮を行っている。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

① 教育内容・方法

* 1 : 『インクルDB』 (<http://inclusive.nise.go.jp/>) は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

①-2-2 学習機会や体験の確保

事例) ◆ 対象生徒は、感情のコントロールに課題があることが指摘されており、失敗を指摘された際に泣いてしまうなどの行動がみられることがある。その際に、担任教員や当該場面に遭遇した教員は、本人が自分の気持ちを話せるように働き掛けるなど、通級による指導で行っている学習を、日常の実際の状況でも生かせる機会を確保している。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

事例) ◆ 授業中、対象児が思いついたことを突発的に発言してしまう場合でも、本人に対して、学級担任がアイコンタクトでサインを送り、さりげない声掛けで、この場での発言としてふさわしくないことを気付かせるようにしている。

◆ 学級担任は、対象児が学習に集中していないときには、本人と視線を合わせたり、合図を送ったりして、本児が落ち着いて学習に取り組むことができるように支援している。

②—1 専門性のある指導体制の整備

事例) ◆ 対象生徒に対する指導体制としては、特別支援教育コーディネーターが中心となり、通級指導教室担当教員、各教科担当、学年教員、管理職、スクールカウンセラー、相談支援員、巡回支援員が協働して、日常及び個別での指導を計画し、実施、評価を行っている。

②—2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

事例) ◆ 校長がPTA総会や校報において、特別支援教育が学校経営の柱の一つであることを説明し、学校及び地域の理解啓発に努めている。

◆ 教職員に、定期的に、外部講師を招いて研修会や事例検討会を行い、共通認識をもてるようにしている。

②—3 災害時等の支援体制の整備

事例) ◆ 対象生徒に対しては、感情コントロールの弱さなどを考慮し、災害発生時には、過度に不安にさせないために、個別の行動マニュアルを紙面で作成している。

③—1 校内環境のバリアフリー化

*本人に特化したものではない。

③—2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

事例) ◆ カーテンの利用など、集中しやすいように刺激量を調整した学習環境への配慮。

◆ 集中が途切れたり、気持ちが高ぶったりした時のためのクールダウンができるスペースの確保をしている。

③—3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

事例) ◆ 災害時、担任が本児に個別の指示をしたり直接的に関わったりする際の導線を考慮している。

②
支援体制

③
施設・設備

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感をえられる学校を創りましょう！

